



## 選考基準

1 この基準の適用を受けられる者は、越前町の格付を受けた業者のみとする。ただし、越前町の格付を受けられる業者は、「町内に主たる営業所を有する者」又は「町内に従たる営業所を有し、かつ、町発注工事で施工実績のある者」とする。

なお、土木一式工事・建築一式工事において、この基準の適用を受けられる者は、町内に主たる営業所を有する者のみとする。

2 上記基準額を標準とする。（緊急対応工事、関連工事、特殊工事等は除く。）

3 土木一式工事・舗装工事においては、別途条件を付する。

4 解体工事において、1,000万円以上の工事については、別途条件を付する。